

休憩・仮眠施設等職場環境改善工事助成金交付要綱

平成23年5月16日制定
公益社団法人 新潟県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、公益社団法人新潟県トラック協会（以下「県ト協」という。）が行う、休憩・仮眠施設等職場環境改善工事に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、当該年度の4月1日から翌年の1月31日までに工事が完了したもので、会員の従業員用として、休憩・仮眠施設等の増・改築で協会が認めた工事費（施設・トイレ等の増改築・改修）の一部を助成する（備品等の購入費は対象外）

(交付額)

第3条 前条の助成金の交付額は、工事費（消費税を除く）の50パーセントまたは100,000円のいずれか低い額（1,000円未満の端数切捨て）とする。
※同一事業年度における助成は、1会員1事業所、1回限りとする。

(交付申請)

第4条 会員は、工事が終了し支払いが完了したときは、実績報告書（別添様式1-1）及び内訳書（別添様式2-1）に所定の事項を記載し、請求明細書（写）、領収書（写）を添付して、当該年度の2月10日までに協会に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第5条 県ト協は、前条の交付申請書及び内訳書等の提出があったときは、速やかに審査し、その申請に係る事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

(財産の処分の制限)

第6条 会員は、交付対象となった施設が3年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付等（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他の必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は、平成23年4月1日より適用する。
一部改正 令和6年3月11日

様式1（第4条関係）

令和 年 月 日

休憩・仮眠施設等職場環境改善工事実績報告書
(助成金交付請求書)

公益社団法人 新潟県トラック協会会長 様

住 所
会社名
代表者

㊞

休憩・仮眠施設等職場環境改善工事助成金交付要綱第4条に基づき、助成金の支払いについて、下記のとおり請求します。

記

1. 整理番号：

～

2. 助成申請内容：別紙内訳書のとおり

3. 助成金請求額：

円

※工事費（消費税を除く）の50パーセントまたは100,000円の
いずれか低い額（1,000円未満の端数切捨て）

4. 添付書類：

請求明細書（写）

領収書または振込用紙の控え（写）

工事施工前、完成後（施工後）の写真

5. 振込先銀行口座

・銀行名：

☐銀行・☐信用金庫・☐信用組合

・支店名：

☐本店・☐支店

・預金種別：

☐普通・☐当座

・口座番号：

フリガナ：
・口座名義：

6. 申請担当者

・氏 名：

・電話番号：

・FAX番号：

休憩・仮眠施設等改善工事助成申請内訳書

令和 年 月 日

申請者 住 所
会社名

整理 番号	営業所名	営業所住所	改善工事内容	完了年月日	工事費用	助成申請額	備 考
合 計							

添付書類

1. 請求明細書 (写)
2. 領収書 (写)